

陳述書

東京地方裁判所民事第12部 御中

2020年1月20日
原告 伊藤みどり

1. 私が提訴を決意した理由

私が訪問介護の仕事を初めて今年で10年目になります。私が、裁判をするしかないと思うようになったのは、2015年の介護保険改定頃からです。一回の訪問時間が削られ、最低でも1時間単位の訪問時間が生産性・効率性の名のもと45分、30分、20分と細切れにされ自転車での移動時間の方が訪問時間より長くなることさえも出てきました。

時給1600円の身体介護が、30分800円、20分600円という細切れの分給に変わりました。その結果、「やりがい」も削られ、我慢も限界となりました。

私は、2015年の4月と、2016年8月に、業務中の骨折のため労災で2回も休業をしています。

1回目の労災は訪問先の高齢者が一人で外出してしまい慌てて探しに行っただけで転びました。2回目は大雨の日で訪問先と訪問先の間が15分しかなく、雨合羽に着替えて自転車で次の家に行くときに玄関先で滑って転んだことでした。その日も骨折したまま痛さを堪えて2件訪問しました。細切れ労働時間で移動時間も15分間隔で詰め詰めのスケジュールで慌てたのが原因ともいえません。

10年を振り返ると、この労災も2015年介護保険改定と関連していると思います。厚生労働省調査でも労災事故は年々増加の傾向にあります。平成27年上半期の調査で前年比4%増の2546人、原因は 動作の反動、無理な動作34%、転倒33%、交通事故6%などとなっています。

2. 労働基準法が守れない介護保険制度の設計

変形労働時間制のまやかし、実態としての「0時間契約」について

昨年11月、原告らを含む介護労働者や労働組合で、厚生労働省・財務省交

渉をしました。その際、厚生労働省の老健局と労働基準局に本件裁判の提訴について説明しました。老健局は「介護報酬単価の中に人件費が含まれている」と言いました。「過去に通達でも訪問介護の移動時間、待機時間、キャンセル時間は労働時間であると認めているが、全ての事業所で介護保険報酬で支払うことができるか」と労働基準局に改めて質問したところ、「全てを介護保険報酬で支払えない」と回答しました。介護保険制度設計に問題があるということを実事実上認めた答えです。違法を知らながら放置している実態なのです。

「0時間契約」とは、雇用契約書では労働時間が決まっているのに、実際は決まっておらず訪問先の増減で労働時間が変動し賃金が安定しない「出来高支払い」のような働き方のことです。私の事例で、説明します。

私が、ホームヘルパーを始めた頃は、1件1時間から2時間までのサービスで、とても丁寧に事業所からの業務指導もありました。その当時は、1か月前に翌月の訪問スケジュールに訪問時間と訪問先を明記して自宅に書面で送られてきていました。この方法は正しい変形労働時間制の扱い方です。

ところが2015年の介護報酬制度改定と前後して、2015年7月頃からスケジュール表が送られてこなくなりました。訪問時間が細切れとなり変形労働時間制で時間管理することがより難しくなってきたからです。

私の例をあげると、朝の8時半から夕方5時20分まで6件訪問という働き方が、利用者の入院などの理由により突然2件に減らされることもしばしばです。「単発」と言って、空いている時間に他の仕事を割り振っても、すべてが埋まるわけではありません。また新規の利用者で空いているところを埋めてしまうと、元々の利用者が入院先から戻ってきたときに、担当者を変えなくてはならないので、入院ごとに担当者を交代させるのは長期入院で退院の見込みがない時だけです。

会社からは、勤務確認のために前日にメールがきます。そのメールには、私費サービス専門に会社で作った事業部から介護保険外の単発の仕事の照会が必ず入っています。「〇〇様通院の同行」、「〇〇神社の味噌汁作り」など。しかし、それらの仕事は、便利屋のような仕事で、介護保険外の私費サービスで交通機関を使って電車で行かねばならず、交通費が出たとしても時間的に割に合わない仕事ばかりです。

私も、30分のオムツ交換だけの巡回型のサービスを一時期引き受けたことがありました。要介護度の高い高齢者ばかりで30分で終わらない時もしばしばで、移動時間も加味すると、丁寧に接する余裕もありません。利用者の体調が悪かろうが、同意を取ることもなく、オムツ交換を時間通りにベルトコンベア作業のようにするのです。人相手の仕事なのに丁寧な仕事は一切できなくな

り、介護の基本の本人の同意は有名無実となりました。拒絶が大きい人に必要なこともできません。昨今、最低賃金が引き上げられていますが訪問介護ヘルパーの時給は、ほとんど変わっていません。

こういう話をすると、もっと稼げるようにサービス責任者になって常勤になればよいという話が必ず反論として出てきます。

しかし、訪問介護の仕事をしている人は、時間的に制約ある人が多いのです。たとえば親の介護や子の養育、あるいは身内の障害などです。私のように年金だけで生活できない人も多くいます。訪問介護は、このような労働者を、未払い賃金を放置したまま、安く都合よく使っているといえます。

裁判を準備する中でイギリスでは「0時間契約」が合法化されているということを知りました。日本では合法化されないように、私たちは提訴するしかなかったのです。訪問介護は労基法無法地帯です。団塊世代が後期高齢者の75歳となる超高齢化社会が到来している今ストップさせないと、後の世代に大変な事態を招きます。

最近でも、介護に悩んで一家心中や、老齢の親による寝たきりの子殺し、子が親を殺すといった介護殺人が頻繁に報じられています。「介護の社会化」をうたって制度化された介護保険であるにもかかわらず、現実には「介護の自己責任化」が進められていることをこれらの事件は示しています。介護保険制度の開始時から長く働いていた優秀なベテランヘルパーが、「今、退職の潮時」と口にして、何人も辞めていっています。もはや福祉職ではなく、介護保険制度に合わせて高齢者虐待に加担させられている状態なのに、感覚がマヒさせられていると思います。

利用者である高齢者が声を上げられないことをいいことに、現実には起きている訪問介護の実態を、原告3人の体験だけではない全国の訪問介護ヘルパーの現実を、この裁判で明らかにしたいと思います。

以上